

接種費用は無料

高齢者インフルエンザ予防接種

- |          |   |        |  |
|----------|---|--------|--|
| 1 対象者    | ①65歳以上の人<br>②60歳以上65歳未満の人であって、<br>心臓、じん臓もしくは呼吸器の<br>機能またはヒト免疫不全ウィル<br>スにより免疫の機能に障害を有<br>する人（②の対象になる人は事<br>前に保健センターにご連絡くだ<br>さい） | 4 接種費用 | 無料   |
| 2 実施期間   | 平成26年10月15日～12月27日<br>(医療機関により休診日が異なりま<br>すので事前にご確認ください)  | 5 接種方法 | ①問診票を事前に保健センターま<br>たは町民保健課でお受け取りく<br>ださい。(平日の午前8時半から<br>午後5時15分まで受付していま<br>す。)ただし、町内の医療機関で<br>接種を希望する場合は、問診票<br>が医療機関に置いてあります。<br>②接種を希望する医療機関に予約<br>を入れてください。<br>③受診の際は保険証および健康手<br>帳を持参してください。 |
| 3 実施医療機関 | 福島県内の登録医療機関<br>①接種を希望する医療機関へお問<br>い合わせください。<br>②県外での接種を希望される方は<br>事前に広野町保健センターまで<br>ご連絡ください。                                    | 6 その他  | 医師の診察の結果によっては、当<br>日接種を受けることができない場<br>合があります。  |
- 問 保健センター ☎0240-27-3040

領収書の原本をお忘れなく

小児用インフルエンザ予防接種費用を助成します

- |        |  |  |  |
|--------|--|--|--|
| 1 対象者  | 生後6か月～中学校3年生   | ②予防接種を受けた証明となるも<br>の(母子健康手帳、予防接種済<br>証、問診票の写しなど)   |  |
| 2 接種期間 | 平成26年10月15日～平成27年1月<br>31日まで   | ③印鑑  |  |
| 3 助成額  | 上限2,000円(1回当たり)  | ④振込先口座の分かるもの<br>※遠方に避難しているため保健セ<br>ンターまたは町民保健課での申<br>請が困難な場合には、郵送での<br>申請も可能です。町のホーム<br>ページから「任意予防接種助成<br>金交付申請書」をダウンロード<br>して、必要事項を記入し、「6<br>申請方法」の①②を添付して申<br>請してください。 |  |
| 4 接種回数 | 生後6か月から13歳未満<br>2回まで<br>13歳以上から中学3年生まで<br>1回   | 7 申請期限   | 平成27年2月27日<br>※医師の診察の結果によっては、当日接種を受ける<br>ことができない場合があります。 |
| 5 接種方法 | ①接種を希望する医療機関に予約<br>を入れてください。<br>②受診の際は保険証および母子健<br>康手帳を持参してください。<br>③接種者本人の氏名、予防接種の<br>種類、接種年月日の分かる領収<br>書ももらってください。 | 問 保健センター ☎0240-27-3040   |  |
| 6 申請方法 | 次のものを持参の上、保健セン<br>ターまたは町民保健課で助成金の<br>申請をしてください。<br>①領収書の原本(接種者本人の氏<br>名、予防接種の種類、接種年月<br>日の記入されたもの)                   |  |  |

上位所得者は平成26年10月1日以降の窓口負担が変わります

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療

国では、旧緊急時準備避難区域等における※上位所得層の被保険者の窓口負担及び保険料(税)の免除につ  
いて、平成26年10月1日以降は免除措置に対する町への財政支援を終了することとしました。

しかしながら、町では、現在も多くの町民が避難を余儀なくされている状況に配慮し、国民健康保険及び介  
護保険における窓口負担については免除を終了するものの、国民健康保険税及び介護保険料については町独自  
の措置として引き続き免除することとします。

なお、後期高齢者医療については、平成26年10月1日以降の上位所得層の窓口負担と保険料は、いずれも免  
除終了となりますのでご理解をお願いいたします。

国民健康保険の場合

区 分	窓 口 負 担	保 険 料
所得600万円超(上位所得層)	免除終了 平成26年9月30日まで	免除継続 平成27年3月分まで
所得600万円以下	免除継続 平成27年2月28日まで	免除継続 平成27年3月分まで

※上位所得層とは、基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

●引き続き免除の対象になる国民健康保険の被保険者の免除証明書は、9月下旬までに届出の郵送先へ送付し  
ます。

介護保険の場合

区 分	窓 口 負 担	保 険 料
合計所得633万円以上(上位所得層)	免除終了 平成26年9月30日まで	免除継続 平成27年3月分まで
合計所得633万円未満	免除継続 平成27年2月28日まで	免除継続 平成27年3月分まで

※上位所得層とは、合計所得金額が633万円以上の個人

●これまで介護サービスご利用の際は、介護保険被保険者証の提示で利用料の自己負担が  
免除となっておりますが、平成26年10月1日以降は、「利用者負担免除証明書」の提示が必要となります。  
免除証明書については、9月下旬までに届出の郵送先へ送付します。

後期高齢者医療の場合

区 分	窓 口 負 担	保 険 料
所得600万円超(上位所得層)	免除終了 平成26年9月30日まで	免除終了 平成26年4月分から9月分まで
所得600万円以下	免除継続 平成27年2月28日まで	免除継続 平成27年3月分まで

※上位所得層とは、基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

●引き続き免除の対象になる後期高齢者医療の被保険者の免除証明書は、9月下旬までに届出の郵送先へ送付  
します。

問 国民健康保険・後期高齢者医療：町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

国民健康保険税：税務課 賦課係 ☎0240-27-4160

介護保険：福祉介護課 介護保険係 ☎0240-27-2115

医師3人に委嘱

放射線健康管理アドバイザー

放射線に対する健康管理について、適切な情報の発信と専門的な見地からのアドバイスを受けるため、9月  
1日付けで3人の医師に「広野町放射線健康管理アドバイザ  
ー」を委嘱しました(再任。平成24年9月1日から  
継続)。任期は平成27年8月31日までです。

今年度も、放射線管理アドバイザーの協力を受けて、  
放射線と健康に関する相談会や講演会を実施します。

熊谷 敦史氏(公立大学法人福島県立医科大学災害医療  
総合学習センター副センター長)

小鹿山博之氏(馬場医院院長)

高野 英男氏(医療法人養高会理事長・高野病院院長)

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113